



2026 年 9 月 29 日

各 位

会 社 名 株式会社 C I J
代表者名 代表取締役社長 坂元 昭彦
(コード番号：4826 東証プライム)
問合せ先 執行役員 経営企画部長 森田 高志
(電話：045－222－0555)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2026 年 9 月 29 日開催の取締役会におきまして、下記のとおり、自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 割 当 日	2026 年 11 月 2 日
(2) 処分する株式の種類 及 び 数	当社普通株式 42,000 株
(3) 割当先及びその人数 並びに処分株式の数	当社の取締役 4 名 42,000 株
(4) 処分価額及び処分価 額 の 総 額	本自己株式処分は、当社の取締役の報酬等として当社の普通株式を処分するものであり、当該普通株式と引換えにする金銭の払込み、又は財産の給付は要しないこととします。 ※ 当該普通株式の公正な評価額は、本日開催の取締役会の前営業日（2026年 9 月 28 日）における東京証券取引所における当社の普通株式の終値である 543 円であり、その総額は 22,806,000 円です。
(5) そ の 他	有価証券届出書及び有価証券通知書の提出は行いません。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2020 年 3 月 23 日開催の取締役会において、役員等の報酬に関する規程を定め、当社の取締役に対して当社グループの企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、中長期的なモチベーションの向上、及び株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議いたしました。

また、2021 年 9 月 16 日開催の当社第 46 回定時株主総会で承認可決された第 2 号議案「取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬枠の設定の件」に基づき、譲渡制限付株式の付与のための報酬は年間 35 千株以内と決議いただいております（なお、株式数の上限は 2022 年 4 月 1 日付けで実施した普通株式 1 株につき 1.2 株の株式分割、2023 年 4 月 1 日付けで実施した普通株式 1 株につき 2 株の株式分割及び 2024 年 4 月 1 日付けで実施した普通株式 1 株につき 1.5 株の株式分割による調整後、年間 126 千株以内となっております）。

【本制度の概要等】

当社の取締役は、本制度に基づき金銭等の払込みを要せずは無償で、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と当社の取締役（以下併せて「対象者」といいます。）との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容としては、①対象者は、一定期間、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること等が含まれることといたします。

今般、当社は、本制度の目的、当社の業況、各対象者の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、本日開催の取締役会の決議に基づき、当社の取締役4名に対し、取締役としての職務執行の対価として当社の普通株式合計42,000株を処分することを決議いたしました。

本自己株式処分において、当社と対象者との間で締結される譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）の概要は、下記のとおりです。

【本割当契約の概要】

（１） 譲渡制限期間

2026年11月2日（割当日）から当社の取締役の任期満了までの期間までとする。

（２） 譲渡制限の解除条件

対象者が、譲渡制限期間開始日の直前の対象者が属する会社の定時株主総会の日からその後最初に到来する対象者が属する会社の定時株主総会の終結のときまで（以下「役務提供期間」という。）、継続して、対象者が属する会社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間の満了時点で譲渡制限を解除する。

（３） 譲渡制限期間中に、死亡その他正当な事由により退任した場合の取扱い

①譲渡制限の解除時期

i．死亡による退任の場合

対象者の死亡後、10営業日後

ii．その他正当な事由による退任の場合

対象者の退任直後の時点

②譲渡制限の解除対象となる株式数

①で定める当該退任した時点において対象者が保有する譲渡制限が解除されていない本割当株式の数に、役務提供期間開始日を含む月の翌月から対象者の退任日を含む月までの月数を12で除した数（その数が1を超える場合は、1とする。）を乗じた数の株式数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。）。

（４） 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間満了時点又は上記（３）で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当然に無償で取得する。

（５） 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象者が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象者が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村證券株式会社との間において契約を締結している。また、対象者は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

（６） 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、当該時点において保有する本割当株式の数に、役務提供期間開始日を含む月の翌月から組織再編承認日を含む月までの月数を12で除した数（その数が1を超える場合は、1とする。）を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。）の本割当株式について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。また、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、本制度に基づき取締役の報酬等として、金銭等の払込みを要せずは無償で行われるものです。処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2026年9月28日（取締役会決議日の前営業日）の株式会社東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値である543円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上